

砺波市農業委員会 8 月総会議事録

開催日時 令和 7 年 8 月 5 日（火）午後 2 時

開催場所 砺波市役所 3 階 小ホール

出席した委員 25 名

1 番	西原 登	14 番	松浦 正一
2 番	堀田 敬三	15 番	飯田 輝一
3 番	吉田 一馬	16 番	飯田 真紀
4 番	柴田 泰利	19 番	中村 栄克
5 番	林 政樹	20 番	満保 雅春
6 番	前野 久	21 番	今井 久人
7 番	石田 智久	22 番	松原 光雄
8 番	鴨井 克之	23 番	黒田 英嗣
9 番	川邊 洋	26 番	源通 一郎
10 番	舘 和香子	27 番	齋藤 徹
11 番	樋掛 雅彦	28 番	片山 雅喜
12 番	田嶋 和樹	29 番	水野 勢津子
13 番	森田 修		

欠席した委員 4 名

17 番	亀永 理恵	24 番	山本 渉
18 番	土田 英雄	25 番	小幡 直也

傍聴人

なし

出席した事務局職員 3 名

事務局長 小西 啓介 主幹 大石 哲也 主任 深尾 芽生

付議案件

議事

- 1) 議案第16号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 2) 議案第17号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請
に対し意見決定について
- 3) 議案第18号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定
転用許可申請に対し意見決定について
- 4) 議案第19号 事業計画変更の申請に対し意見決定について

協議

- 1) 協議事項1号 農用地利用計画の変更について

報告

- 1) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 2) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 3) 報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用許可の取消し願の報告
について

その他

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和7年度・砺波市農業委員会8月総会」を開会いたします。

会議に先立ちまして、川邊会長が開会のご挨拶を申し上げます。

会長 ご苦労様です。先日7月29日に農業再生協議会、営農指導協議会の総会に出席してまいりました。そこで市長から「農業委員会として地域計画を作成されましたがどうですか」という問いかけがありました。各地域でよく検討されたうえで地域計画を作成しましたが、担い手農家など関係者から話を聞きながら状況に合わせて修正していく必要があり、農業委員のみなさんにはご助力いただくことになるかと思えます。

また、市議会議員の総務産業建設常任委員会から農業部門についてお話し合いをしたいという申出があり、本日総会終了後に意見交換会を設けています。みなさん各地区各団体の思っている農業のことに関して市議会議員の方と話を積極的にされるいい機会ですので、積極的にご発言いただければと思います。

簡単ではありますがご挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

ここで、ご報告させていただきます。本日は、在任委員29名中25名のご出席をいただいております。従いまして、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告させていただきます。

この後の進行につきましては、お手元の総会次第に従いまして進めさせていただきます。なお、「会議規則第5条の規定」により、総会の議長は、会長が務めることになっておりますので、川邊会長に議長をお願いしたいと存じます。それでは、よろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 それでは、議席番号26番 源通 一郎委員・議席番号27番 齋藤 徹委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。「議案第16号 農地法第3条の規定によ

る所有権移転許可について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページから2ページをお願いします。
今月の案件は、7件でございます。

(議案書全件朗読)

番号1、2及び5は、仲間田の所有者が自己所有農地とあわせて耕作するため譲り受けます。番号1については農地所有適格法人の常時従事者であり、組合員として申請農地を耕作します。

番号3及び7は、購入する空き家に隣接する農地をこれから畑として利用していくため譲り受けます。

番号4は、自宅に隣接する農地を畑として利用するため譲り受けます。

番号6は、耕作者が引き続き農地として利用するため譲り受けます。

譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「常時従事者」「地域との調和」のすべての許可条件を満たしています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第16号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 飯田委員、どうぞ。

飯田輝委員 6番について、申請地は現在譲受人が耕作されていますが、譲渡人の売上の希望があり引き続き耕作するため所有権移転の話がまとまったものです。ご承認よろしく願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 吉田委員、どうぞ。

吉田委員 7番について、申請地に隣接して譲渡人が所有する空き家があり、今回売りに出したところ買い手が見つかりました。空き家の前に8m×6mくらいの今回の申請農地があり、今後家庭菜園として利用するため空き家の購入者があわせて取得するものです。ご承認よろしく願います。

委 員 （「はい」の声あり）

議 長 源通委員、どうぞ。

源通委員 2番について、1つの田の中に1坪の区画がたくさんある状態となっており、今回の申請地はそのうちの1区画です。申請地を含めて耕作する仲間田の所有者が取得します。

3番について、譲受人が購入する住宅の裏にある田であり、現況は畑です。自家菜園として利用するため取得します。ご承認よろしく願いします。

委 員 （「はい」の声あり）

議 長 松原委員、どうぞ。

松原委員 1番について、1枚の圃場で仲間田となっているものを取得するものです。今後譲受人が常時従事者として所属する営農組合で引き続き耕作し管理していきます。ご承認よろしく願いします。

委 員 （「はい」の声あり）

議 長 樋掛委員、どうぞ。

樋掛委員 5番について、議案第17号、18号の農地転用許可申請と関連する案件です。道路の拡張で農地面積が減る分について、仲間田を解消して交換するものです。ご承認よろしく願いします。

委 員 （「はい」の声あり）

議 長 鴨井委員、どうぞ。

鴨井委員 4番について、申請地は国道沿いということで他者が事業地として買い求める話もありましたが、譲受人の宅地のすぐそばにあり、立地の関係と畑として利用する希望があったため農地としての売買の話がまとまりました。ご承認よろしく願いします。

議 長 他にご質問等は、ございませんか。

ご質問等がないようですので、採決を行います。

ただ今の「議案第16号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 挙手多数につき、本件は原案どおり可決いたします。

続きまして、「議案第17号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の3ページをお願いします。

今月の案件は、4件でございます。

(議案書番号1朗読)

転用案件の別添資料の1ページから5ページまでと併せてご覧ください。

申請地は10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。農地転用の許可基準は、「農業用施設」に該当します。申請者は、米穀類の販売業等を営んでおり、事務所等に近い申請地において、倉庫敷地を計画しています。

(議案書番号2朗読)

別添資料の6ページから10ページまでと併せてご覧ください。

申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請者は、申請地の向かいで家具販売業を営んでおり、このたび事業および住居用に活用する計画しています。

(議案書番号3朗読)

別添資料の11ページから15ページまでと併せてご覧ください。

申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請者は、生活及び交通の利便性が高い市街地において住宅建築を計画しています。

(議案番号4朗読)

別添資料の１６ページから２０ページまでと併せてご覧ください。

申請地は農用地等として利用すべきと定められた区域内にあり、農地区分は「農用地」になります。農地転用の許可基準は、「農用地利用計画の用途」に該当します。申請者は、いちご栽培と直売所を計画しており、進入路の幅員を確保します。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第１７号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委 員 （「はい」の声あり）

議 長 源通委員、どうぞ。

源通委員 １番について、以前農振除外の申請があり承認された案件です。流通の利便性等から事務所から近い申請地において倉庫建築を計画しています。

２番について、住宅と歩道との間にある申請地が今回売買するにあたり確認したところ違反転用となっていたものです。住宅を利用するために必要となる部分のため今回違反転用を是正します。

３番について、周辺は住宅街で小中学校や商業施設が近くにあり住環境が充実していることから、住宅敷地として譲受人が譲り受けます。ご承認よろしくお願いします。

委 員 （「はい」の声あり）

議 長 樋掛委員、どうぞ。

樋掛委員 ４番について、譲受人がいちご栽培と直売所の整備を行うにあたり、進入路の幅員が狭いことから隣接農地の一部を譲り受け拡張します。転用により農地が減少する分は議案第１６号で審議されたとおり代替農地を譲り受けます。ご承認よろしくお願いします。

議 長 他にご質問等は、ございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第１７号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議 長 挙手多数につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして「議案第 18 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による賃借権・
使用賃借権設定転用許可申請に対し意見決定について」事務局より説明願
います。

事 務 局 議案書の 4 ページをお願いします。
今月の案件は、1 件でございます。

(議案書番号 1 朗読)

別添資料の 21 ページから 25 ページまでと併せてご覧ください。
申請地は農用地等として利用すべきと定められた区域内にあり、農地区分
は「農用地」になります。農地転用の許可基準は、「農用地利用計画の用途」
に該当します。申請者は、いちご栽培と直売所を計画しており、駐車場およ
び進入路の幅員を確保します。
以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第 18 号」につきまして、
ご質問等がありましたら、挙手願います。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 樋掛委員、どうぞ。

樋掛委員 議案第 17 号番号 4 と関連する案件です。申請地の北にいちご栽培のハ
ウスを現在建築しています。隣接する宅地に販売施設を設ける計画として
いますが、不足する駐車場確保と進入路拡張のため申請地を転用します。
ご承認よろしく願います。

議 長 他にご質問等は、ございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第 18 号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第 19 号 事業計画変更の申請に対し意見決定につ
いて」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の５ページをお願いします。
今月の案件は、１件でございます。

(議案書番号１朗読)

申請地は、議案第１７号の番号１の実施にあたり、平成８年１２月に転用許可を受けていた内容について、雨水調整池および進入路を追加します。
以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第１９号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願います。

川邊委員 議案第１７号番号１と関連する案件です。過去に転用許可を受けていた
(議長) 9,985㎡と議案第１７号で新しく申請した1,526㎡、あわせて11,511㎡で倉庫建築や調整池、進入路の設置を計画しています。所有者、耕作者、土地改良区、用水土地改良区等の関係各所の同意を得ています。ご承認よろしくをお願いします。

議長 他にご質問等は、ございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第１９号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 挙手多数につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、協議事項に入ります。
協議事項１号農用地利用計画の変更について、事務局より説明願います。

事務局 議案書の６ページをお願いします。
令和７年６月に受け付けた「農用地区域からの除外願」は１件となっております。

(除外案件番号１朗読)

除外案件別添資料の１ページから５ページまでと併せてお願いします。
譲受人は、生活及び交通の利便性が高い市街地近郊において共同住宅を計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「協議事項１号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

委 員 （「はい」の声あり）

議 長 西原委員、どうぞ。

西原委員 以前から周辺で行われていた共同住宅の建築とあわせて計画を進める予定でしたが諸般の事情により遅れていたものです。今回調整が整ったこと、依然として周辺で共同住宅の需要が高いことから申請されたものです。ご承認よろしく願います。

議 長 他にご質問等は、ございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「協議事項１号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 全員挙手につき、本件は、原案どおり、可決いたします。
続きまして、報告事項に入ります。
報告第１号から報告第３号について、事務局より説明願います。

事 務 局 （報告第１号・第２号・第３号説明）

議 長 ただ今、報告を受けた報告内容について、ご意見・ご質問等は、ありませんか。

委 員 （「はい」の声あり）

議 長 源通委員、どうぞ。

源通委員 報告第２号について、権利を取得した日と農業委員会受付年月日が何年も月日がたっているものがありますが、問題はないのでしょうか。

事 務 局 権利を取得した日は相続の場合亡くなられた日となります。農業委員会では速やかな届出をお願いしているところですが、相続人間の話し合いの

都合等である程度時間が必要となる場合はやむを得ないものと認識しています。また、近年法務局の方で相続登記の義務化がされたことから、過去の相続について手続きを進める方がいらっしゃるのも理由の一つと思われます。

議 長 他にご質問等はありませんか。
ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。
これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。
これにて閉会いたします。

(閉会 15 : 00)